第２号様式（第５条関係）

　年　　月　　日

相模原市長　あて

住　　　　所

名　称 及 び

代表者の氏名

誓　約　事　項

私は、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の変更の認定を受けるに当たって、次に掲げる事項について誓約します。

１　私は市税の滞納はありません。また、市税に関する課税及び納税状況について市が官公署に報告を求めることについて承諾します。

２　私は相模原市暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号。以下「条例」という。)第２条第４号に定める暴力団員等、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものではありません。

３　２に違反したときには、市長が行う先端設備等導入計画の不認定又は認定の取消しについて異議を述べません。

４　先端設備等導入計画の認定を受けるに当たり、市が行うアンケート調査、企業訪問調査、その他先端設備等導入計画に関連する事項に関する調査について承諾します。

５　下記について相違ありません。

**【次の項目について確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください（該当しない欄には斜線を記入）。】**

固定資産税の特例について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 申請者チェック | 市チェック |
| 先端設備等の導入に係る固定資産税の課税の特例の適用を受ける（申告する）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申告する場合は✓→ |  |  |
| 対象となる中小企業者等（資本金1億円以下の法人、常時使用する従業員1,000人以下の個人事業主等）である。 |  |  |
| 賦課期日（課税年度の１月１日現在）において、「みなし大企業※」ではない（みなし大企業は特例の対象外）。※みなし大企業…同一の大規模法人（資本金１億円を超える法人）に発行済株式または出資の総額または総数の２分の１以上を所有されている法人または、２以上の大規模法人（資本金１億円を超える法人）に発行済株式または出資の総額または総数の３分の２以上を所有されている法人 |  |  |
| 設備等（最低取得価格）の種類は次のとおり。機械装置（160万円以上）、測定工具及び検査工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物付属設備（家屋と一体として評価されるものは除く）（60万円以上） |  |  |
| 当該設備は、生産、販売活動等の用に直接供されるもので、中古資産ではない。 |  |  |
| 先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）で、当該設備の年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれている。 |  |  |

提出書類について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名・チェック項目 | 申請者チェック | 市チェック |
| 【必須】認定申請書・先端設備等導入計画 |  |  |
|  | 認定申請書に、住所、事業者の氏名又は名称、代表者名（法人の場合）を記載している。 |  |  |
| 先端設備等導入計画に、事業者の氏名又は名称、代表者名（法人の場合）を記載している。 |  |  |
| （ある場合のみ）法人番号１３桁を記載している。 |  |  |
| （ある場合のみ）資本金又は出資の額を記載している。 |  |  |
| 常時使用する従業員の数を記載している。 |  |  |
| 主たる業種を記載している。 |  |  |
| 計画期間は３年間、４年間又は５年間として定めている（変更前を含めて最大5年間） |  |  |
| 現状認識に①自社の事業概要、②売上高等の財務指標や顧客数、主力取引先企業の推移・市場規模・自社の強みや弱み等について記載している。 |  |  |
| 事業の内容及び実施時期について、① 具体的な取組内容、②将来の展望として先端設備等導入による効果について記載している。 |  |  |
| 人員削減を目的とした取組ではない。　 |  |  |
| 労働生産性が年平均３％以上向上する目標となっている。計算式に基づいて計算している。 |  |  |
| 対象設備は、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアとしている。 |  |  |
| 先端設備等の種類及び導入時期について記載している。 |  |  |
| 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法について記載している。 |  |  |
| （資金調達方法が複数の場合）資金調達方法ごとに項目を分けて記載している。 |  |  |
| （税制措置の優遇を受ける場合）雇用に関する事項に内容が記載してある。 |  |  |
| 【必須】先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料 |  |  |
| 【必須】先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書） |  |  |
| 【税制措置の優遇を受ける場合】先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書） |  |  |
|  | 基準への適合状況の投資利益率は、５％以上となっている。 |  |  |
| 【税制措置の優遇を受ける場合】従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 |  |  |
| 【必須】旧先端設備等導入計画一式の写し（認定後返送されたもののコピー） |  |  |
| 【必須】返信用封筒　※認定書を折らずに返送可能な封筒に「申請者の宛先」を記載して、切手を貼付けしているもの（レターパック・レターパックライト等を推奨）。 |  |  |
| 【リースの場合】リース契約見積書の写し　　　　※申請者が納税する場合は不要 |  |  |
| 【リースの場合】固定資産税軽減額計算書の写し　※申請者が納税する場合は不要 |  |  |

**【本計画の作成に当たって、認定経営革新等支援機関の支援を受けた場合は、その名称等を記載してください。】**

□相模原市産業振興財団　□さがみはら産業創造センター　□商工会議所　□商工会　□金融機関　□その他（　　　　　　　　 ）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定経営革新等支援機関の名称 |  | 支店名※支店がある場合に記載 |  | 担当者 |  |
| 連絡先（TEL） |  |

**【連絡先を記載してください。】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 住所 | 〒 |
| 本件担当者名 |  | 担当者メールアドレス |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |